

【住居表示及び町・字名の変更に伴う住所変更の手続きについて】

住居表示及び町・字名の変更（被災市街地復興土地地区画整理事業の換地処分公告）に伴う住所変更の手続きについて、住所変更日以降に下表を参考に手続きをお願いいたします。記載している以外にも登録先がある場合はお手数ですが変更の必要があるか登録先へ直接お問い合わせください。下表には、「皆さんが自分で変更をするもの」、「市役所等で変更・書き換えするもの」、「その他（手続きが任意、窓口での手続きが不要なもの）」を記載しております。

◎皆さんが自分で変更の手続きをするもの

No. 1

	(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 申 請 ・ 届 出 先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提出書類等
市役所関係	住民基本台帳カードの住所変更 (住基カード)	顔写真付きの住基カードをお持ちの方	市役所市民課(2階) 95-1111	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	(1)住基カード (2)住基カードの暗証番号の入力が必要となります。
	個人番号(マイナンバー)カードの住所変更	個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方	市役所市民課(2階) 95-1111 各総合支所市民福祉課・各支所(荻浜支所除く)	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	(1)個人番号(マイナンバー)カード (2)個人番号(マイナンバー)カードの暗証番号の入力が必要となります。
	個人番号(マイナンバー)カードの署名用電子証明書 ※利用者証明用電子証明書は、住所変更の必要はありません。	署名用電子証明書付きの個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方	市役所市民課(2階) 95-1111 各総合支所市民福祉課・各支所(荻浜支所除く)	住所変更前の状態で電子証明書の有効期限日まで引き続きご利用いただけます。ただし、利用先によっては利用できない場合がありますので、その際は住所変更の手続きが必要です。(手数料は無料です。)	住所変更をする場合、 (1)個人番号(マイナンバー)カード (2)個人番号(マイナンバー)カードの暗証番号の入力が必要となります。
	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 特別児童扶養手当証書 重・中度心身障害者医療費受給者証 自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、育成医療) 障害福祉サービス受給者証の住所変更	左の手帳または各種受給者証の交付を受けている方	市役所障害福祉課(2階) 95-1111 各総合支所市民福祉課	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	(1)該当手帳または受給者証 (2)印鑑 (3)マイナンバー
	国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 国民健康保険限度額適用認定証 国民健康保険特定疾病療養受療証 子ども医療費助成受給者証 後期高齢者医療被保険者証の住所変更	国民健康保険に加入している世帯主または左の各種証書の交付を受けている方	市役所保険年金課(2階) 95-1111 各総合支所市民福祉課・各支所	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	(1)該当各種証書 (2)身分証明書
	介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額認定証の住所変更	左の各種証書の交付を受けている方	市役所介護保険課(2階) 95-1111 各総合支所市民福祉課	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	各種証書の原本
自動車関係	自動車運転免許証の住所欄の変更届け	免許証保有者	宮城県内の免許センターもしくは警察署	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	(1)運転免許証 (2)住所を確認できる書類(町・字名変更証明書等) ※本籍地変更の場合:本籍地記載の住民票「運転経歴証明書」の住所変更関係 (1)運転経歴証明書 (2)町・字名変更証明書
	原動機付自転車(125CC以下)、ミニカー及び小型特殊自動車の自賠責保険の住所変更	原動機付自転車等をお持ちの方	各加入先保険会社等	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。
	標識交付証明書の住所変更	原動機付自転車等をお持ちの方	市役所市民課(2階) 95-1111 各総合支所市民福祉課・各支所	必要に応じて申請してください。	(1)運転免許証 (2)町・字名変更証明書
	三輪又は四輪の検査対象軽自動車(排気量660cc以下)の住所変更	軽自動車をお持ちの方	軽自動車検査協会宮城主管事務所 仙台市宮城野区中野4丁目1-38 050-3816-1830 (コールセンター) ガイドス番号「1」→「1」 ※自動車業者等に代行手続きを依頼することも可能ですが、別途代行手数料がかかる場合があります。	住所変更実施後できるだけお早めに変更手続きをしてください。	(1)自動車検査証 (2)町・字名変更証明書(個人、法人)
	二輪自動車(125CCを超え250CC以下)の住所変更	二輪自動車(125CCを超え250CC以下)をお持ちの方	宮城運輸支局 仙台市宮城野区扇町三丁目3-15 050-5540-2011(登録) ※自動車業者等に代行手続きを依頼することも可能ですが、別途代行手数料がかかる場合があります。	住所変更実施日以後15日以内に届出を済ませてください。	(1)軽自動車届出済証 (2)町・字名変更証明書(個人、法人) (3)自賠責保険証書
	自動二輪車(250CCを超えるもの)の住所変更	自動二輪車(250CCを超えるもの)をお持ちの方	同上	同上	(1)自動車検査証 (2)町・字名変更証明書(個人、法人)
	自動車の住所変更(軽自動車を除く)	自動車をお持ちの方	同上	同上	同上
登記関係	土地、建物の不動産の所有者(共有者)の住所変更登記	実施区域内に住んでいる方で、土地、建物を所有(共有)している方	土地、建物の所在地を管轄する法務局 (石巻支局の管轄:石巻市、東松島市、牡鹿郡女川町) 仙台法務局石巻支局 22-6188	必要に応じて申請してください。	(1)登記申請書 (2)登記原因証明情報(町・字名変更証明書) (3)所有者(共有者)の印鑑 (4)代理人が登記申請する場合は、代理権限証書
	会社の本店変更、法人の主たる事務所変更(支店の変更及び従たる事務所の変更)の登記	変更を生じた会社、法人の代表者	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する商業登記所 宮城県の場合、仙台法務局法人登記部門 022-225-5748	本店(主たる事務所)所在地においては、2週間以内 支店(従たる事務所)所在地においては、3週間以内	(1)登記申請書 (2)変更証明書(町・字名変更証明書は会社、法人用のもの) (3)代理人が登記申請する場合は、代理権限証書
	会社、法人を代表する者の住所変更登記	同上	同上	同上	(1)登記申請書 (2)変更証明書(町・字名変更証明書は個人用のもの) (3)代理人が登記申請する場合は、代理権限証書
	(根)抵当権の(連帯)債務者の住所変更登記	(根)抵当権の(連帯)債務者となっている方	管轄法務局	必要に応じて申請してください。	(1)登記申請書 (2)登記原因証明情報(町・字名変更証明書) (3)登記識別情報 (4)代理人が登記申請する場合は、代理権限証書 (5)印鑑証明書(根抵当権の場合、なお、所有者等のもの)
<p>※上記、法務局での手続きについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.登記の手続きは、いずれも司法書士に代理人を依頼することができます。ご自身で手続きする場合、法務局の手続案内を利用する場合には、あらかじめ法務局に連絡をし、予約をとってください。 2.土地建物の登記申請等の取り扱いには仙台法務局石巻支局になります。申請書を窓口を持参申請する方法、郵送する方法もできます。 郵便番号986-0868 石巻市恵み野六丁目5番地6 仙台法務局石巻支局 0225-22-6188 3.会社、法人の登記申請の取り扱いには、仙台法務局法人登記部門になります。申請書を窓口を持参申請する方法、郵送する方法もできます。 郵便番号980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号 仙台法務局法人登記部門 022-225-5748 4.(根)抵当権の変更登記は、共同申請となりますので、権利者(金融機関等)からの代理権限証書が必要となります。権利者に問い合わせのうえ申請していただくことになります。 5.土地建物の登記申請や登記事項証明書、登記事項要約書、地図等(公図、土地測量図、建物図面)の写しについては、換地処分の登記が完了(令和4年2月頃の前)するまで事務を停止します。 					

◎皆さんが自分で変更の手続きをするもの

	(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 申 請 ・ 届 出 先	(いつまでに) 手 続 きの 期 限	(なにをもって) 提 出 書 類 等
会 社 ・ 法 人 ・ 警 察 関 係	会社などの法人の異動申告書	住所変更が実施された結果、それらに変更を生じた法人の代表者	宮城県東部県税事務所 95-1411 市役所市民税課(3階) 95-1111	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	(1)法人設立等届出書 (2)登記事項証明書
	古物営業許可証、風俗営業許可証、銃砲刀剣類所持許可証、警備員検定合格証明書等の住所変更	左の許可証等をお持ちの方	石巻警察署 生活安全課 95-4141	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	左記事項毎に異なる場合があるため、一度警察署にお問い合わせください。
	株主等の住所変更	株主になっている方	各関係会社等	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。
	各種営業許可証の住所変更	各種営業許可証をお持ちの方	宮城県東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 食品衛生班 95-1417		住所変更の手続きの必要はありません。
	医療機関の住所変更	医療機関	宮城県東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 企画総務班 95-1420	住所変更実施日以後お早めに済ませてください。	医療機能情報提供制度変更報告書(様式第1号) ※個人の場合は「診療所開設届出事項変更届出書」 (様式第33号)も併せて提出願います。
	社会福祉法人の定款に定める事務所の所在地変更	社会福祉法人	社会福祉法人は各所轄庁へ ※石巻市に主たる事務所があり、市内でのみ事業を行う社会福祉法人は、市役所福祉総務課(2階) 95-1111	次回の理事会(評議員会)の時に定款変更の手続きをしてください。	(1)定款変更届出書 (2)町・字名変更証明書 (3)理事会(評議員会)議事録 (4)新旧定款
	介護保険事業所の住所変更	指定介護保険サービス事業者	各所轄庁へ	住所変更実施日から10日以内に手続きをしてください。	(1)変更届出書(様式第3号・付表も含む。) (2)改正後の運営規程
	障害福祉サービス事業所等の住所変更	指定障害福祉サービス事業所等		住所変更実施日から10日以内に手続きをしてください。	(1)変更届出書(様式第3号・付表も含む。) (2)改正後の運営規程
	障害児通所支援事業所等の住所変更	指定障害児通所支援事業所等	宮城県東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 母子・障害班 95-1431		
	認可外保育施設の住所変更	認可外保育施設		住所変更実施日から1ヶ月以内に手続きをしてください。	(1)様式第5号
そ の 他	指定難病医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証の住所変更	左記受給者証をお持ちの方	宮城県東部保健福祉事務所 (石巻保健所) 疾病対策班 95-1430	住所変更実施日から14日以内に手続きをしてください。	(1)変更事項を証する書類(町・字名変更証明書等) (2)受給者証 (3)印鑑
	肝炎治療受給者証の住所変更				(1)受給者証 (2)印鑑 (3)その他関係書類※ ※詳しくは、お問合せください。
	携帯電話の住所変更	携帯電話をお持ちの方	各携帯電話会社のお近くのショップ等	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。
	船員保険被保険者証、社会保険被保険者証、各種組合(共済)被保険者証等	各種保険被保険者をお持ちの方	各会社、事業所等	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。
	共済、恩給等受給者の住所変更	共済年金、恩給等を受けている方	各保険、共済組合	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。	受給者異動届
	預貯金通帳、金融機関等の証書、生命保険証書、火災保険証書等の住所変更	預貯金通帳、金融機関等の証書、生命保険証書、火災保険証書をお持ちの方	各金融機関、保険会社等	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。	お手数ですが、各自でお問い合わせ願います。

◎自動変更されるもの ※皆さんが手続きのために来庁する必要はございません。

	台 帳 名	訂 正 欄	説 明	備 考
市 役 所 関 係	住民基本台帳	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。	住民票等を市民課、各総合支所市民福祉課及び各支所に請求する場合、通常どおり手数料がかかります。
	住基ネット	住所欄	年金受給者(国民年金、厚生年金、船員保険)の住所変更の手続きは基本的に必要ありません。変更情報が住基ネットに登録されることによって自動的に変更されます。 連絡先 石巻年金事務所 22-5115 市役所保険年金課(2階) 95-1111 各総合支所市民福祉課・各支所	住基ネットによって変更されない方(年金の住所変更を住基ネットに変更しないと申し出ている方、住所が年金データと不一致となっている方)は、自動的に変更されません。最寄りの年金事務所へお早めに届け出てください。 変更が必要な場合の提出書類 年金受給権者 住所・支払機関変更届(支払機関の変更は必要ありません。)
	印鑑登録原票	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。	
	選挙人名簿	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。	
	学齢簿	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。	
	市税関係台帳	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。	
	児童手当台帳	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。	
	児童扶養手当台帳	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。	
	母子・父子家庭医療費台帳	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。	
	復興住宅入居者リスト	住所欄	市役所において、新しい住所に書き換えます。 ※宮城県住宅供給公社への届出は不要です。	
そ の 他	土地登記簿(表題部のみ) 建物登記簿(表題部のみ)	土地又は建物登記簿表題部の所在欄	住所又は地番が変わったときは、法務局で新しい住所及び地番に書き換えます。 ただし、所有名義人等の住所は申請があるまでは変わりません。	
	石巻地方広域水道企業団(所有する顧客住所)	住所欄	事業者が新しい住所に書き換えます。	
	東北電力株式会社 石巻営業所(所有する顧客住所)	住所欄	事業者が新しい住所に書き換えます。	東北電力株式会社以外の事業者が提供するサービスをご利用されている場合は各事業者へお問い合わせ
	NTT東日本-東北 営業部(所有する顧客住所)	住所欄	事業者が新しい住所に書き換えます。	携帯電話およびNTT東日本以外の事業者が提供するサービスをご利用されている場合は各事業者へお問い合わせください。
	郵便事業(郵便物配達のために把握している住所)	住所欄	事業者が新しい住所に書き換えます。	

◎その他(手続きが任意のもの、窓口での手続きが不要なもの)

	(こういうことは) 事 項	(だれが) 該 当 者	(どこへ) 問 い 合 わ せ 先	(どうやって) 方 法
	戸籍簿の本籍欄	本籍を住所と同じ表示にしたい方	市役所市民課(2階) 95-1111 各総合支所市民福祉課・各支所	届出は任意です。期限はありません。 変更する場合の提出書類等 (1)転籍届 (2)印鑑 (3)本籍が石巻市以外の方は戸籍謄本
	パスポートの住所変更	パスポートをお持ちの方	東部地方振興事務所(石巻合同庁舎1階) 県民サービスセンターパスポート窓口 95-1415	窓口での手続きは不要です。 ご自身でパスポート最終ページ「所持人記入欄」に記載の住所には二重線を引き、余白に変更された新しい住所を記載してください。

【市担当課 電話番号】

○本庁 代表 95-1111

- 市民課 (2階) 内線 2313
- 障害福祉課 (2階) 内線 2475
- 子育て支援課 (2階) 内線 2512・2513
- 保険年金課 (2階) 内線 2353・2347
2349・2344
- 介護保険課 (2階) 内線 2439・2442
2445
- 市民税課 (3階) 内線 3093・3101

○河北総合支所 代表 62-2111 市民福祉課 直通 62-2112

○雄勝総合支所 代表 57-2111 市民福祉課 直通 57-2112

○河南総合支所 代表 72-2111 市民福祉課 直通 72-2117

○桃生総合支所 代表 76-2111 市民福祉課 内線 262・263・264・266・267

○北上総合支所 代表 67-2111 市民福祉課 直通 67-2112